

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>①中長期基本計画策定の前段階として「ビジョン・ミッション・バリュー」の策定が必要であった。そのためのプロジェクトチームを組成し、策定を進めることを11月14日開催の第2回理事会で決定した。</p> <p>【プロジェクトメンバー】 JHA会長、JHA事務局長、JHL事務局長、JHAジュニア専任コーチ、戦略プロデューサー5名 戦略プロデューサーのうち森松誠二氏（デロイト・トーマツ）がリーダーとなり推進。 「ビジョン・ミッション・バリュー」策定に当たっては上記のプロジェクトチームが中心となり、内容の検討については、役職員・事務局員へのアンケートの実施、意見交換会（zoom会議）の実施をし、進捗報告などを重ねながら策定した。</p> <p>その内容については、2021年2月13日第3回理事会で承認された。</p> <p>②強化育成戦略委員会においては今後作成されるJHAの中長期計画策定をする上で、必須となる現状把握に着手した。（選手発掘・育成・強化、指導者・審判育成、競技運営等）2021年2月13日第3回理事会にて進捗報告実施。</p> <p>【強化育成戦略委員会】 強化本部・指導普及本部・競技本部・審判本部</p>	<p>1 2021年第3回理事会報告資料「ビジョン・ミッション・バリュー」</p> <p>2 2021年第3回理事会報告資料「強化育成戦略委員会進捗報告」</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>上記1の「ビジョン・ミッション・バリュー」策定に合わせ、組織の見直しを計画。</p> <p>2021年6月の役員改選に向けた役員候補者選考委員選出までに組織案を決定予定。</p>	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>予算書は前年度の2月開催の理事会で決定し、ホームページで開示している。</p> <p>期中の事業計画変更に合わせて予算補正を行い、理事会で審議。</p> <p>予算の執行状況は、月次で締めて翌月の理事会・常務理事会で報告している。</p>	3 収支予算書

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2021年1月1日時点での状況は以下の通り。 ①外部理事 25.9%（目標25%） 27名中7名が外部理事 （湧永寛仁、野呂洋子、米原暢男、河上千秋、山本多絵子、石井登帆子、松本泰介） ②女性理事 18.5%（目標40%） 27名中5名が女性理事 （野呂洋子、河上千秋、山本多絵子、石井登帆子、勝田祥子） 加盟団体からの理事が11名（9ブロック+2連盟）あり、今後理事の役割を踏まえた見直しを検討。 女性役員登用に向けて、スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業の活用を検討。	4（公財）日本ハンドボール協会役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2021年1月1日時点の状況は以下の通り。 ①外部評議員 0%（目標25%） 26名全て加盟団体関係者であり、外部評議員はゼロ。 ②女性評議員 3.8%（目標40%） 26名中1名が女性評議員（中村ふじ） 評議員候補者は加盟団体から推薦を受ける運用となっており、今後外部評議員登用に向けた運用ルールの見直しを検討。 女性役員登用に向けて、スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業の活用を検討。	5（公財）日本ハンドボール協会評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	③関連団体・上部団体の意向するアスリート委員会に関する調査を実施。日本ハンドボール協会に相応しい委員会機能の在り方について検討中。2021年度の役員改選後の新体制よりスタートできるように準備中。 事務局に元日本リーグ選手の女性を採用。アスリート目線で委員会事業のサポートに従事する予定。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款及び理事会運営規程に基づき開催中。現時点では対面会議を前提に年3回の定例開催としているが、審議事項が多く会議が長時間化しているため、オンライン会議を前提に開催頻度を上げることを検討。 また、理事会で決議すべきことと業務執行理事に権限を委譲することを明確化すべく、理事会運営規程の見直しを検討。	6 定款【第7章】理事会 7 理事会運営規程
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①定款に理事の就任時の年齢に制限を設けている。 【定款33条第5項】 理事は就任時において、その年齢が原則として70才未満でなければならない。	8 定款【第33条第5項】役員 の任期及び定年について

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	②現時点で10年を超える在任理事は2名。次回改選時までにガバナンスコードを踏まえた役員選考細則の見直しを検討。	9役員選考細則
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考細則に基づき役員候補者選考委員会を設置済。 2021年6月の役員改選に向けた役員候補者選考委員会組成では有識者配置を予定。 なお、直前の選考では評議員から1名、事務局から1名、加盟団体会長・理事長から2名、日本リーグ副委員長1名、日本リーグ参加企業から2名、外部企業から1名で構成されていた。	9役員選考細則
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	コンプライアンス規程を制定済。事務局職員に対しては就業規則にも法令順守項目を記載。	10コンプライアンス規程 11就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	加盟団体規程、マーク制定及び協会旗作成基準に関する規程、運営役員登録規程、評議員選定委員会規程、役員選考細則、名誉役員規程、評議員会運営規程、理事会運営規程、常務理事会運営及び常務理事業務分掌規程、全国理事長会運営規程、事務局規程、慶弔見舞金規程、旅費規程、競技者資格規程、日本代表チーム海外派遣等の規定、日本代表チーム監督・コーチとの契約等の規定、日本代表選手の強化活動等の規定、契約競技者への経費等の取り扱いに関する規定、報奨金規定、競技用具検定規程、委員会規程、委員会運営規程、各委員会規程、アンチ・ドーピング規程、契約処理規程、コンプライアンス規程	12公益財団法人日本ハンドボール協会諸規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	機密情報管理規程、登録者倫理規程、懲罰規程、個人情報保護規定、外部委託管理規定、倫理委員会規程、内部通報制度運用規程、権限規程	12公益財団法人日本ハンドボール協会諸規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員の定年に関する規程、役員の報酬・退職金に関する規程、就業規則	13役員の報酬、退職金に関する規程及び定年について 11就業規定
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款、経理規程	14公益財団法人日本ハンドボール協会定款 15経理規程

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	肖像規程、コミュニケーションマーク使用に関する規程、表彰規程	16肖像規程 17コミュニケーションマーク使用に関する規程 18表彰規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程、肖像規程、登録規程	16肖像規程 19ナショナルチーム監督、コーチ、プレイヤー等の選考に関する規程 20登録規定
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公認審判員規程	21公認審判規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	法務：敬和総合法律事務所 河本弁護士、松下弁護士 税務・会計：今井税理士事務所 今井税理士 労務：根野事務所 根野社労士 司法書士・行政書士：和田事務所 和田司法書士・行政書士	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会を設置済み。 【コンプライアンス委員会】 吉田實・大橋則一・工藤雄三・高野修・福島亮一・石井登帆子・松井幸嗣・北中弘規	10コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の委員に外部弁護士を入れていないが、調査、処分検討事案には敬和総合法律事務所弁護士に相談しながら対応中。 今後、コンプライアンス委員会に弁護士、公認会計士、学識経験者加えるよう整備していく。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①理事、事務局職員に対してはJOCアプリを活用したコンプライアンス自己学習を推奨中。 ②2020年11月14日第2回理事会にてコンプライアンス研修実施 テーマ：2020年オリパラ大会直前の注意点。(2020年11月14日第2回理事会：講師 松本泰介理事)	22 2020年11月14日第2回理事会（コンプライアンス研修資料）

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	①日本代表（アンダーカテゴリー含む）選手、スタッフ共に強化合宿では毎回コンプライアンス教育（JOCインテグリティ教育プログラム、JHA独自のプログラム等）のコマを設けて実施している。 ②JOC,JSCより展開されている各種オンライン研修プログラムの参加斡旋・情報共有を図っている。 ③日本代表選手、強化スタッフはJOCアスリートアプリの利用促進（2021年2月1日現在、57団体中20位） ④JSPO公認スポーツ指導者資格取得者については、講習会の中でコンプライアンス教育を実施している。また、登録システムの更新後に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を検討中。	23 強化本部インテグリティ年間計画・実施状況 24 JHA代表選手行動規範 25 公認スポーツ指導者資格Handball_Coach1,3,4 26 スポーツインテグリティ講義資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	登録システムの更新後に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を検討中。	27JHL選考会資料 （内部に行動規範として記載）
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法務：敬和綜合法律事務所 河本弁護士、松下弁護士 税務・会計：今井税理士事務所 今井税理士 労務：根野事務所 根野社労士 司法書士・行政書士：和田事務所 和田行政書士・司法書士	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	事務局長が金融機関出身であり、また企業の財務経理の管理経験が深い経理担当者を配置。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	助成金使用に関する法令・ガイドラインを遵守して組織運営しているが、財務会計方針や手続き等の運用規程を定めるべく準備中。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	事業計画書、事業報告書、予算書、決算書をホームページで開示中。	28事業計画書 29事業報告書 30収支予算書 30決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選考された選手はホームページで開示中。	31日本代表 19ナショナルチーム監督、コーチ、プレイヤー等の選考に関する規程

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	懲罰制度に関する規程はホームページに開示。処分結果等も関係者向けページで開示。	32懲罰規程
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反規程は未制定。2021年6月を目途に策定予定。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは未制定。2021年6月を目途に策定予定。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報・相談窓口を協会内、協会外に設置済。	33内部通報制度運用規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	協会内、協会外通報窓口にいずれも弁護士を設置。	33内部通報制度運用規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	コンプライアンス規程、登録者倫理規程にて禁止行為と処分基準等について定め、ホームページにて開示している。	10コンプライアンス規程 34登録者倫理規定
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	事案発生時は、専務理事の指示に基づきコンプライアンス委員会が調査を行い、倫理委員会からの処分案を理事会で決議している。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰規程に仲裁機構利用文言を記載しているが、コンプライアンス規程、登録者倫理規程への記載がなく、2021年6月の理事会にて他の規程類を含めて改定予定。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	過去の処分事案にスポーツ仲裁の利用が可能であることの通知は行っていなかったため、今後の発生事案から通知を行う。	

日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/index.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理部会を設置。(会長、副会長、専務理事、総務担当常務理事、広報担当常務理事、地方担当常務理事、事務局長) 危機管理マニュアルは2021年度に制定予定。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	コンプライアンス委員会による事実調査と原因究明、倫理委員会による処分案策定と理事会による処分決定が行われている。	35倫理委員会規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	2017年度に不祥事が発生した際には外部有識者を含む調査委員会が設置された。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程は整備済。不適切事案が生じた地方協会に対して再建支援を実施した。	36加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	2018年度の全国理事長会にて、JSCより講師を派遣していただき加盟団体理事長向けにインテグリティ研修を実施した。 2018年度第2回 全国理事長会インテグリティ研修JSC桶谷氏	37 2018年第2回全国理事長会 JSCインテグリティ研修